

カード会員規約

改定前	改定後
<p>第1条<会員> 株式会社 UCS(以下「当社」という)は、本規約を承認のうえUC Sカードの利用の申込みをされ、当社がカード利用を承諾した方を本人会員とします。(以下、略)</p>	<p>第1条<会員> 株式会社 UCS(以下「当社」という)は、本規約を承認のうえUC Sカード (<u>enta CARD を含みます。以下同じ</u>) の利用の申込みをされ、当社がカード利用を承諾した方を本人会員とします。(以下、略)</p>
<p>第4条<暗証番号> 会員は、カードの暗証番号を当社に登録していただきます。その際、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外に知られないよう注意していただきます。</p> <p><u>2.本人以外に暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた一切の債務の支払い責任は会員が負うものとします。</u></p>	<p>第4条<暗証番号> 会員は、カードの暗証番号を当社に登録していただきます。その際、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外に知られないよう注意していただきます。</p> <p><u>2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。カードご利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について、盗用その他事故があっても、そのために生じた一切の債務について会員が支払いの責任を負うものとします。</u></p>
<p>第7条<利用可能枠> 利用可能枠は、本人会員と家族会員の合算の利用可能枠を当社が定め、カード送付時に通知します。なお、ショッピング利用可能枠のうち2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いに係る利用可能枠(以下、「割賦枠」という)は、別途当社が審査し、決定するものとします。また、カードは未決済ご利用代金が可能枠を超えない範囲で利用できます。<u>ただし、キャッシングサービスおよびカードローンサービスについては当社規定の可能枠あるいは、貸金業法の定めるところによる可能枠を超えない範囲となります。</u>なお、ショッピングの分割払いの未決済ご利用代金は、未決済の分割支払金合計金額となります。</p>	<p>第7条<利用可能枠> 利用可能枠は、本人会員と家族会員の合算の利用可能枠を当社が定め、カード送付時に通知します。なお、ショッピング利用可能枠のうち2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いに係る利用可能枠(以下、「割賦枠」という)は、別途当社が審査し、決定するものとします。また、カードは未決済ご利用代金が可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、ショッピングの分割払いの未決済ご利用代金は、未決済の分割支払金合計金額となります。</p>

<p>第8条<お支払い></p> <p>会員は、毎月15日（以下「締切日」という）までのショッピング、<u>キャッシングサービス、カードローンサービス</u>などの利用代金、弁済金、利息、手数料等当社にお支払いいただくべき一切の債務を翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「約定支払日」という）に会員があらかじめ指定した預金口座、郵便貯金口座（以下「お支払い口座」という）からの口座振替または自動払込により支払うものとします。</p> <p>ただし、当社が認めた場合およびお支払い口座の設定が無い場合等については振込用紙等によりお支払いいただく場合があります。</p> <p>また、この場合の支払いに関する費用は会員負担となります。</p> <p>（略）</p> <p><追加></p>	<p>第8条<お支払い></p> <p>会員は、毎月15日（以下「締切日」という）までのショッピング、<u>キャッシングサービス<※記載の統一（以下、第8条12項、第10条、第14条、第16条、32条も同じ）></u>などの利用代金、弁済金、利息、手数料等当社にお支払いいただくべき一切の債務を翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「約定支払日」という）に会員があらかじめ指定した預金口座、郵便貯金口座（以下「お支払い口座」という）からの口座振替または自動払込により支払うものとします。</p> <p>ただし、当社が認めた場合およびお支払い口座の設定が無い場合等については振込用紙等、<u>インターネット決済サービス、アプリを利用したコンビニエンスストア等での振込等</u>、当社が指定した方法により支払うものとします。</p> <p>また、この場合の支払いに関する費用は会員負担となります。</p> <p>（略）</p> <p>3.当社は、<u>第1項のお支払いに関する内容を、SMSやアプリでのメッセージを通じて、案内することがあります。また会員は、退会あるいは会員資格の取消となった後も、当該案内が届くことを承認していただきます。</u></p> <p><u><以下、項繰り下げ（略）></u></p> <p>8. <u>前項のご利用明細書の通知より前に、カードの利用状況を即時に確認いただく目的および不正利用防止の目的で、アプリでのメッセージを通じ、カードの利用内容を会員に案内することがあります。</u></p> <p>9.<u>前項の案内は、カードの利用および請求を確定するものではありません。ご利用の内容については、同項のご利用明細書によりご確認ください。また、当社は当該案内を行う義務を負わず、当該案内の有無や内容について責任を負いません。</u></p> <p><u><以下、項繰り下げ（略）></u></p>
--	---

	<p>13 項、14 項条文内の項についても、第7項へ繰り下げ></p>
<p>第24条<ショッピングの支払方法> ショッピングの支払方法は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いとし、会員がご利用する際に指定するものとします。ただし、加盟店によって支払方法の取扱可否および取扱期間が異なります。また、日本国外でのショッピングご利用は原則1回払いとします。ただし、当社所定の方法により会員からの申し出があり、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第24条<ショッピングの支払方法> ショッピングの支払方法は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いとし、会員がご利用する際に指定するものとします。ただし、加盟店によって支払方法の取扱可否および取扱期間が異なります。また、日本国外でのショッピングご利用は原則1回払いとします。ただし、当社所定の方法により会員からの申し出があり、当社が認めた場合はこの限りではありません。<u>なお、enta CARD における支払方法は、別途「enta CARD 会員特約」に定めるものとします。</u></p>
<p>第28条<キャッシングサービス> 会員は以下のいずれかの方法によりキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>(1) 当社および提携する金融機関等の現金自動支払機(以下「CD」という)、現金自動預払機(以下「ATM」という)でカードおよび暗証番号を用いて利用する方法。</p> <p>(2) 会員が当社指定の窓口に電話またはインターネットを通じて申し込みする方法。</p> <p>(3) マスターカード・ワールドワイド、ビザ・ワールドワイドまたは JCB と提携した金融機関等で所定の手続きをされる方法。</p> <p>(4) その他当社所定の方法。</p> <p>2.キャッシングサービスの資金使途は自由とします。</p>	<p>第28条<キャッシングサービス> 会員は以下のいずれかの方法によりキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>(1) 当社および提携する金融機関等の現金自動支払機(以下「CD」という)、現金自動預払機(以下「ATM」という)でカードおよび暗証番号を用いて利用する方法。</p> <p>(2) 会員が当社指定の窓口に電話またはインターネットを通じて申し込みする方法。</p> <p>(3) マスターカード・ワールドワイド、ビザ・ワールドワイドまたは JCB と提携した金融機関等で所定の手続きをされる方法。</p> <p>(4) その他当社所定の方法。</p> <p>2.キャッシングサービスの資金使途は自由とします。</p> <p>3. <u>以下の事由によりキャッシングサービスによる振込処理が遅延し、または実行されなかった場合であっても、会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>(1) <u>金融機関のシステム障害、通信回線の不具合、その他当社の合理的な支配が及ばない事由</u></p> <p>(2) <u>会員が指定した口座情報に誤りがあった場</u></p>

	<p>合</p> <p><u>(3) 会員の利用環境（端末、通信回線等）に起因する障害</u></p> <p><u>(4) 会員のカードの利用状況、信用状態、その他一切の事情を踏まえ、当社が貸金業法に基づく義務を遵守するために合理的に必要と判断した場合</u></p> <p><u>(5) その他、当社がやむを得ないと判断する事由</u></p>
<p>第29条<キャッシングサービスの支払方法> キャッシングサービスご利用によるお支払方法はご利用の都度一括払いまたはリボルビング払いをご指定いただきます。</p> <p>2.一括払いは、締切日までのご利用について、翌月約定支払日に融資金および利息を一括でお支払いいただきます。</p> <p>4.会員が申し出をされ、当社が認めた場合は一括払いのご利用をリボルビング払いもしくはカードローンサービスに変更することができます。 (変更できるサービスは、ご利用のカードによって異なります。詳しくはウェブサイト https://www.ucscard.co.jp/about/ucscard/list.html を参照してください。)</p> <p>3.リボルビング払いご利用による融資金および利息のお支払い方法は残高スライド元利定額返済</p>	<p>第29条<キャッシングサービスの支払方法> キャッシングサービスご利用によるお支払方法はご利用の都度キャッシング一括払いもしくはリボルビング払いまたはカードローンをご指定いただきます。ただし、<u>enta CARD</u> を利用する会員については、当社が1回払いと指定するものを除き、支払方法はすべてリボルビング払いとなります。</p> <p>2.<u>キャッシング一括払いは</u>、締切日までのご利用について、翌月約定支払日に融資金および利息を一括でお支払いいただきます。ただし、<u>enta CARD</u> を利用する会員のお支払い方法は、下表の「キャッシングサービス リボルビング払い/カードローンお支払額のご案内」に定める長期コースに基づきお支払いいただきます。</p> <p>3.リボルビング払いまたはカードローンは、ご利用のカードによって支払方法が異なります。詳しくはウェブサイト https://www.ucscard.co.jp/about/ucscard/list.html を参照してください。)</p> <p>4.リボルビング払い<u>またはカードローン</u>のご利用による融資金および利息のお支払い方法は残高</p>

(リボルビング方式)とし、締切日のご融資残高に応じて、下表の「キャッシングサービスリボルビング払いお支払額のご案内」に定める支払方式の利用時スライドコースに基づきお支払いいただきます。

(略)

●キャッシングサービスリボルビングお支払額のご案内

締切日(毎月15日)のご利用残高	月々の支払額		
	標準コース	利用時スライドコース	長期コース
1~100,000円	5,000円	5,000円	3,000円
100,001~200,000円	10,000円	10,000円	6,000円
200,001~300,000円		15,000円	9,000円
300,001~400,000円	20,000円		15,000円
400,001~500,000円	30,000円		20,000円
500,001~600,000円	40,000円	25,000円	18,000円
600,001~700,000円			21,000円
700,001~800,000円			24,000円
800,001~900,000円			27,000円

(略)

<追加>

※長期コースへの支払方式変更は、平成19年12月18日までの取扱となります。

※標準コースへの支払方式変更は、平成20年9月23日までの取扱となります。

第30条<カードローンサービス>

(略)

第31条<カードローンサービスの支払方法>

(略)

スライド元利定額返済(リボルビング方式)とし、締切日のご融資残高に応じて、下表の「キャッシングサービス リボルビング払い/カードローンお支払額のご案内」に定める支払方式の利用時スライドコースに基づきお支払いいただきます。

(略)

●キャッシングサービス リボルビング払い/カードローンお支払額のご案内

締切日(毎月15日)のご利用残高	月々の支払額		
	利用時スライドコース	標準コース	長期コース
1~100,000円	5,000円	5,000円	3,000円
100,001~200,000円	10,000円	10,000円	6,000円
200,001~300,000円		15,000円	9,000円
300,001~400,000円	20,000円		15,000円
400,001~500,000円	30,000円		20,000円
500,001~600,000円	40,000円	25,000円	18,000円
600,001~700,000円			21,000円
700,001~800,000円			24,000円
800,001~900,000円			27,000円

(略)

※ 中期コースへの支払方式変更は、平成19年3月15日までの取扱となります。

※長期コースへの支払方式変更は、平成19年12月18日までの取扱となります。

※標準コースへの支払方式変更は、平成20年9月23日までの取扱となります。

<削除>

(略)

<削除>

(略)

<以下条繰り上げ>

キャッシング専用カード ステップワン 会員規約

改定前	改定後
<p>第4条<暗証番号> 会員は、カードの暗証番号を当社に登録していただきます。その際、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外に知られないよう注意していただきます。</p> <p>2. <u>本人以外に暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた一切の債務の支払い責任は会員が負うものとします。</u></p>	<p>第4条<暗証番号> 会員は、カードの暗証番号を当社に登録していただきます。その際、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外に知られないよう注意していただきます。</p> <p>2. <u>会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。</u> <u>カードご利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について、盗用その他事故があっても、そのために生じた一切の債務の支払い責任は会員が負うものとします。</u></p>
<p>第5条<利用可能枠> 利用可能枠は、当社が定め、カード送付時に通知します。<u>カードは未決済ご利用代金が可能枠を超えない範囲、あるいは、貸金業法の定めるところによる可能枠を超えない範囲で利用できます。</u></p>	<p>第5条<利用可能枠> 利用可能枠は、当社が定め、カード送付時に通知します。</p>
<p>第6条<借入れおよび融資方法> 会員は次のいずれかの方法により利用可能枠の範囲内であれば、当社から金員の借入れをすることができます。</p> <p>(略)</p> <p><u><追加></u></p>	<p>第6条<借入れおよび融資方法> 会員は次のいずれかの方法により利用可能枠の範囲内であれば、当社から金員の借入れをすることができます。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>以下の事由によりキャッシングサービスによる振込処理が遅延し、または実行されなかった場合であっても、会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>① <u>金融機関のシステム障害、通信回線の不具合、その他当社の合理的な支配が及ばない事由</u></p> <p>② <u>会員が指定した口座情報に誤りがあった場合</u></p> <p>③ <u>会員の利用環境（端末、通信回線等）に起因する障害</u></p> <p>④ <u>会員のカードの利用状況、信用状態、その他一切の事情を踏まえ、当社が貸金業法に基づく義務を遵守するために合理的に必要と判断した場合</u></p>

	<p>合</p> <p>⑤ その他、当社がやむを得ないと判断する事由</p>
<p>第7条<お支払い></p> <p>会員は毎月15日(以下「締切日」という。)までの借入金、利息、手数料など当社にお支払いいただくべき一切の債務を翌月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「約定支払日」という。)に、会員はあらかじめ金融機関と約定したお支払預貯金口座(以下、「お支払い口座」という。)から、お支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の指定日に合算してお支払いいただくことがあります。</p>	<p>第7条<お支払い></p> <p>会員は毎月15日(以下「締切日」という。)までの借入金、利息、手数料など当社にお支払いいただくべき一切の債務を翌月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「約定支払日」という。)に、会員はあらかじめ金融機関と約定したお支払預貯金口座(以下、「お支払い口座」という。)から、お支払いいただきます。ただし、当社が認めた場合およびお支払い口座の設定が無い場合等については振込用紙等、インターネット決済サービス、アプリを利用したコンビニエンスストア等での振込等、当社が指定した方法により支払うものとします。なお、事務上の都合により翌々月以降の指定日に合算してお支払いいただくことがあります。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><追加></p>	<p>3.当社は、本条第1項のお支払いに関する内容を、SMSやアプリでのメッセージを通じて、案内することがあります。また会員は、退会あるいは会員資格の取消となった後も、当該案内が届くことを承認していただきます。</p> <p>4.本条第2項のご利用明細書の通知より前に、カードの利用状況を即時に確認いただく目的および不正利用防止の目的で、アプリでのメッセージを通じ、カードの利用内容を会員に案内することがあります。</p> <p>5.前項の案内は、カードの利用および請求を確定するものではありません。ご利用の内容については、同項のご利用明細書によりご確認ください。また、当社は当該案内を行う義務を負わず、当該案内の有無や内容について責任を負いません。</p> <p>(6項以下繰り下げ、略)</p>

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

改定前	改定後
<p>第1条<個人情報の収集・保有・利用・預託> カードお申込み人および会員（以下「会員等」という）は、本契約 {本同意条項を含み、株式会社UCS（以下「当社」という）とのクレジットカード発行契約をいう} に関して、以下の情報（以下これらを総称して『個人情報』という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>(1) 会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、Eメールアドレス、その他会員等が申告し、又は当社が適法に取得（お電話、メール、郵便、書面、お問い合わせフォーム、チャットツール、ウェブの閲覧履歴等を利用する取得を含む。）した会員等に関する事項およびその変更事項 (2号以下、略)</p>	<p>第1条<個人情報の収集・保有・利用・預託> カードお申込み人および会員（以下「会員等」という）は、本契約 {本同意条項を含み、株式会社UCS（以下「当社」という）とのクレジットカード発行契約をいう} に関して、以下の情報（以下これらを総称して『個人情報』という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>(1) 会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（<u>携帯電話も含み、SMSの送信先番号を兼ねる</u>）、勤務先、家族構成、住居状況、Eメールアドレス、その他会員等が申告し、又は当社が適法に取得（お電話、メール、郵便、書面、お問い合わせフォーム、チャットツール、ウェブの閲覧履歴等を利用する取得を含む。）した会員等に関する事項およびその変更事項 (2号以下、略)</p>

ご利用明細書の郵送サービスに関する特則

改定前	改定後
<p>第2条<発行料> <u>UCSカード会員規約第8条第11項および第12項、entaCARD会員規約第7条第11項および第12項</u></p>	<p>第2条<発行料> <u>UCSカード会員規約第8条第14項および第15項</u></p>

UCSカード盗難保障制度規約

改定前	改定後
<p>第4条<補填されない損害> (略) <u>⑤UCSカード会員規約第13条およびentaCARD会員規約第12条に定める退会ならびに会員資格の取消がされた以降の紛失・盗難等に起因する損害。</u> <u>⑥会員が、UCSカード会員規約第2条およびenta</u></p>	<p>第4条<補填されない損害> (略) <u>⑤UCSカード会員規約第13条に定める退会ならびに会員資格の取消がされた以降の紛失・盗難等に起因する損害。</u> <u>⑥会員が、UCSカード会員規約第2条に違反して</u></p>

CARD 会員規約第 2 条に違反している状況において、紛失・盗難が生じた場合。	いる状況において、紛失・盗難が生じた場合。
⑦UCS カード会員規約第 4 条第 2 項および enta CARD 会員規約第 4 条第 2 項に該当した場合。	⑦UCS カード会員規約第 4 条第 2 項に該当した場合。

majica 一体型クレジットカード特約

改定前	改定後
第 4 条<年会費> UCS カード会員規約第 5 条および enta CARD 会員規約条末に定める通りです。	第 4 条<年会費> UCS カード会員規約第 5 条に定める通りです。

ETC カード利用規定

改定前	改定後
<p>第 1 条(用語の定義)</p> <p>(略)</p> <p>6.「会員」とは、株式会社 UCS の <u>UCS カード会員規約、entaCARD 会員規約(以下総称して「会員規約」といいます)を承認のうえ、入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード(以下「UCS カード」といいます)の貸与を受けている本会員ならびに家族会員をいいます。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 条(本カードの発行・利用)</p> <p>1. 当社は、UCS<ETC カード>利用規定(以下「本規定」といいます)を承認のうえ本カードの発行を申込みされた会員で、<u>当社が適当と認めた会員(以下「ETC 会員」といいます)に対して、本カードを、会員規約にもとづき発行、貸与しているカードに付帯して発行し、貸与します。なお、ETC 会員は本カード受領後ただちに本カードの署名欄に自署するものとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第 1 条(用語の定義)</p> <p>(略)</p> <p>6.「会員」とは、株式会社 UCS の <u>UCS カード会員規約 (以下「会員規約」といいます)を承認のうえ、入会を申し込み、当社が入会を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード(以下「UCS カード」といいます)の貸与を受けている本会員ならびに家族会員をいいます。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 条(本カードの発行・利用)</p> <p>1. 当社は、UCS<ETC カード>利用規定(以下「本規定」といいます)を承認のうえ本カードの発行を申込みされた会員で、<u>当社の審査により適当と認めた会員(以下「ETC 会員」といいます)に対して、本カードを、会員規約にもとづき発行、貸与しているカードに付帯して発行し、貸与します。なお、審査の結果によって、本カードが発行されない場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>2. ETC 会員は本カード受領後ただちに本カードの署名欄に自署するものとします。</p>

<p>第6条(解約・解除)</p> <p>(1項2項、略)</p> <p>3.当社は、次のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。</p> <p>(1)ETC 会員が当社に対し届け出るべき事項に関し届出を怠り、または虚偽の届出を行った場合。</p> <p>(2)ETC 会員に、原カードに係る会員規約に定める会員資格の喪失事由が発生した場合。</p> <p>(3)ETC 会員が本規定または会員規約に違反した場合。</p> <p>(4)ETC 会員の本カードまたは原カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。</p> <p>(5)当社が ETC 会員に対し有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。</p> <p><u><追加></u></p>	<p>(以下、項繰り下げ) (略)</p> <p>第6条(解約・解除)</p> <p>(1項2項、略)</p> <p>3.当社は、次のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。</p> <p>(1)ETC 会員が当社に対し届け出るべき事項に関し届出を怠り、または虚偽の届出を行った場合。</p> <p>(2)ETC 会員に、原カードに係る会員規約に定める会員資格の喪失事由が発生した場合。</p> <p>(3)ETC 会員が本規定または会員規約に違反した場合。</p> <p>(4)ETC 会員の本カードまたは原カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。</p> <p>(5)当社が ETC 会員に対し有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。</p> <p><u>(6) その他、当社が ETC 会員として不適格と判断した場合。</u></p>
---	---